日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

63

規程（交）

○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……一

○管理職手当に関する規程の一部を改正する規程……二

○東京都交通局企業職員の初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程……三

○東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程……五

○東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程……五

○東京都交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程……六

○東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……六

○東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……六

○東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程……七

規程（水）

○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……七

○東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程……八

○東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程……九

○東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程……九

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……九

○東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程……一〇

○東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程……一一

○東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程……一一

○東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……一一

○東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……一三

規程（交）

◉交通局規程第三十四号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都交通局長　武　市　玲　子

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条第三項及び第五項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第七項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「採用された定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項後

段を削り、同条第八項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「採用された定年前再任用短時間勤務職員」に、「職員の再任用に関する条例（平成十三年東京都条例第十一号）第三条」を「とする。」に、「任期付職員採用条例第三条」を「とする。任期付職員採用条例第三条に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも同様とする。」に改める。

第十三条の二及び第二十六条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十六条の二第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項第四号中「五十九歳」を「六十四歳」に改める。

第二十八条の二中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十二条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一条を加える。

（長期勤続休暇に関する経過措置）

第三条　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第二十六条の二第三項第四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「六十四歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三歳

別表第二中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「新規程」という。）第四条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規程第十三条第七項、第二十六条の二第一項及び第二十八条の二を適用する。この場合において、新規程第十三条第七項中「とする。」とあるのは「とする。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新をしたときも同様とする。」と、第二十八条の二中「任期の更新」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新」とする。

3　改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程第四条第三項、第五条第三項、第十三条第三項及び第五項、第十三条の二第二号イ及びロ、第二十六条第三項第四号、第三十二条並びに別表第二の規定を適用する。

◉交通局規程第三十五号

管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都交通局長　武　市　玲　子

管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

管理職手当に関する規程（昭和四十一年交通局規程第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額」及び「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出

率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額（」に改める。

第三条中「第十四号」の下に「。以下「給料規程」という。」を加える。

付則を付則第一項とし、付則に次の一項を加える。

2　給料規程付則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一中「東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号。以下「給与規程」という。）」及び「給与規程」を「給料規程」に改める。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対するこの規程による改正後の管理職手当に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3　改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、改正後の規程第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

◉交通局規程第三十六号

東京都交通局企業職員の初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都交通局長　武　市　玲　子

東京都交通局企業職員の初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の初任給調整手当に関する規程（昭和三十八年交通局規程第十二号）の一部を次のように改正する。

付則第二項を次のように改める。

2　東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）付則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第二」とあるのは「付則別表第一」と、「別表第三」とあるのは「付則別表第二」とする。

付則第三項を削り、付則第四項を付則第三項とし、付則第五項を付則第四項とする。

付則第四項の次に付則別表として次の二表を加える。

付則別表第１（付則第２項関係）

期間の区分 ＼ 職員の区分		第3条第1号又は第4条第1号の職員
		円
(1)	採用の日又は第4条第1号の職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の3月31日までの期間	122,600
(2)	(1) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(3)	(2) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(4)	(3) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(5)	(4) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(6)	(5) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(7)	(6) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(8)	(7) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(9)	(8) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(10)	(9) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(11)	(10)の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	122,600
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	122,600
(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	117,300
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	111,900
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	106,700
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	101,400
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	96,000
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	91,100
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	86,200
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	81,400
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	76,500
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	71,700
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	67,300
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	62,900
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	58,500
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	55,200
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	51,900
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	48,700
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	45,600
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	42,500
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	39,500
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	36,400

付則別表第２（付則第２項関係）

期間の区分 ＼ 職員の区分		第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第3号の職員及び第4条第3号の職員
		円	円
（1）	採用の日又は第4条第2号及び第3号の職員となつた日から1年間	1,800	700
（2）	（1）の期間が満了する日の翌日から1年間	1,400	500
（3）	（2）の期間が満了する日の翌日から1年間	1,100	300
（4）	（3）の期間が満了する日の翌日から1年間	700	
（5）	（4）の期間が満了する日の翌日から1年間	400	

附　則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

◉交通局規程第三十七号

東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都交通局長　武　市　玲　子

東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程（平成十二年交通局規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第十二条第一項第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二条第六号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなし、改正後の規程第十二条第一項第三号の規定を適用する。

◉交通局規程第三十八号

東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都交通局長　武　市　玲　子

東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程（平成二年交通局規程第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号ロ中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による採用は、この規程による改正後の東京都交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程第五条第一号ロに規定する採用とみなす。

◉交通局規程第三十九号

東京都交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都交通局長　武　市　玲　子

東京都交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成三年交通局規程第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　給料規程付則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第三条及び第四条の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附　則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

◉交通局規程第四十号

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都交通局長　武　市　玲　子

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程（昭和四十九年交通局規程第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　給料規程付則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料を支給される職員に対する第三条第三項及び第四項並びに第十条の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給料規程付則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程第三条第二項に規定する法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員とみなす。

◉交通局規程第四十一号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都交通局長　武　市　玲　子

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年交通局規程第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条の三第一項第一号から第八号までの規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　給料規程付則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料を支給される職員に対する第三条第二項及び第三項並びに第十条の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給料規程付則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程第三条第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

◉交通局規程第四十二号

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都交通局長　武　市　玲　子

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年交通局規程第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程第一条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

規　程（水）

◉東京都水道局管理規程第十七号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都水道局長　古　谷　ひろみ

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条第一項及び第四項並びに第七条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条第五項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改

め、同条第七項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「採用された定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条第八項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「採用された定年前再任用短時間勤務職員」に、「職員の再任用に関する条例（平成十三年東京都条例第十一号）第三条」を「とする。」に、「任期付職員採用条例第三条」を「とする。任期付職員採用条例第三条に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも同様とする。」に改め、同条第九項第二号イ及びロ中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十条第二項第四号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十条の二第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項第四号中「五十九歳」を「六十四歳」に改める。

第三十三条の二中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十四条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一条を加える。

（長期勤続休暇に関する経過措置）

第四条　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三十条の二第三項第四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「六十四歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三歳

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「新規程」という。）第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規程第十七条第七項、第三十条の二第一項及び第三十三条の二の規定を適用する。この場合において、新規程第十七条第七項中「とする。」とあるのは「とする。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新をしたときも同様とする。」と、第三十三条の二中「任期の更新」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新」とする。

3　改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程第三条第三項、第五条第一項及び第四項、第七条第一項、第十七条第五項並びに第九項第二号イ及びロ、第三十条第二項第四号並びに第三十四条第一項の規定を適用する。

◉東京都水道局管理規程第十八号

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都水道局長　古　谷　ひろみ

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程第一条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

◉東京都水道局管理規程第十九号

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都水道局長　古　谷　ひろみ

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程（昭和三十三年東京都水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都水道局職員の通勤手当に関する規程第三条第一項第二号に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

◉東京都水道局管理規程第二十号

東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都水道局長　古　谷　ひろみ

東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程（平成二年東京都水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号ロ中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による採用は、この規程による改正後の東京都水道局職員の単身赴任手当に関する規程第五条第一号ロに規定する採用とみなす。

規　程（下水）

◉東京都下水道局管理規程第十六号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都下水道局長　奥　山　宏　二

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条第一項及び第四項並びに第七条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条第五項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第七項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「採用された定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条第八項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「採用された定年前再任用短時間勤務職員」に、「職員の再任用に関する条例（平成十三年東京都条例第十一号）第三条」を「とする。」に、「任期付職員採用条例第三条」を「とする。任期付職員採用条例第三条に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも同様とする。」に改め、同条第九項第二号イ及びロ中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十条第二項第四号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十条の二第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項第四号中「五十九歳」を「六十四歳」に改める。

第三十二条の二中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十四条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「承認を」を「承認」に改める。

附則に次の一条を加える。

（長期勤続休暇に関する経過措置）

第四条　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三十条の二第三項第四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「六十四歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三歳

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「新規程」という。）第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規程第十七条第七項、第三十条の二第一項及び第三十二条の二の規定を適用する。この場合において、新規程第十七条第七項中「とする。」とあるのは「とする。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新をしたときも同様とする。」と、第三十二条の二中「任期の更新」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新」とする。

3　改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程第三条第三項、第五条第一項及び第四項、第七条第一項、第十七条第五項並びに第九項第二号イ及びロ、第三十条第二項第四号並びに第三十四条第一項の規定を適用する。

◉東京都下水道局管理規程第十七号

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都下水道局長　奥　山　宏　二

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七

年東京都下水道局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程第一条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

◉東京都下水道局管理規程第十八号

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都下水道局長　奥　山　宏　二

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程第三条第一項第二号に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

◉東京都下水道局管理規程第十九号

東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都下水道局長　奥　山　宏　二

東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程（平成二年東京都下水道局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号ロ中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による採用は、この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程第五条第一号ロに規定する採用とみなす。

◉東京都下水道局管理規程第二十号

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都下水道局長　奥　山　宏　二

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程（昭和四十七年東京都下水道局管理規程第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

3　給与規程付則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料を支給される職員に対する第七条の規定の適用については、「給料月額」とあるのは「給料月額と給与規程付則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料の額との合計額」とする。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程第三条の二第二項に規定する法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員とみなす。

◉東京都下水道局管理規程第二十一号

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都下水道局長　奥　山　宏　二

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都下水道局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第三号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条の四第一項第一号から第八号までの規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　給与規程付則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料を支給される職員に対する第七条の規定の適用については、「給料月額」とあるのは「給料月額と給与規程付則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料の額との合計額」とする。

附　則

1　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程第三条第四項第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

発行　東京都　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号　郵便番号163-8001　電話　〇三(五三二一)一一一一(代)
定価　本号　三〇円　一箇月　六、六〇〇円（郵送料を含む。）
印刷所　勝美印刷株式会社　東京都文京区白山一丁目十三番七号　郵便番号113-0001　電話　〇三(三八一二)五二〇一(代)

FSC ミックス 紙 FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ